

婚姻

離婚

養子縁組

養子離縁

認知

不受理申出

上記の戸籍届書を持参した方の本人確認を行っています。

本人の知らない間に偽造の届が提出され戸籍に不実の記載がされる事件の防止または、戸籍の信頼を確保するために、戸籍届書を持参した方にご本人の確認できる証明書を提示していただくことにしています。

【本人確認の具体的な証明の例】

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

	1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
証明書の種類	・マイナンバーカード	・写真の貼付のない住民基本台帳カード
	・運転免許証	・船舶保険又は介護保険の被保険者証
	・写真付き住民基本台帳カード	・有効期限内の健康保険証
		・資格確認書
	・旅券(パスポート)	・共済組合員証
	・国又は地方公共団体の期間が発行した身分証明書	・国民年金手帳
	・海技免状	・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
	・小型船舶操縦免許証	・共済年金又は恩給の証書
	・電気工事士免状	・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
	・宅地建物取引主任者証	※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの
	・教習資格認定証	※国又は地方公共団体が発行した資格
	・船員手帳	証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。)
	・戦傷病者手帳	
	・身体障害者手帳	
	・療育手帳	
	・在留カード又は特別永住者証明書(注)	など
	など	
	(注)平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。	

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

上記をお持ちでない方でもできますので、窓口にお申し出ください。

本人確認ができなかった届出人に対し届出があったことを郵送でお知らせいたします。

不受理申出については、本人確認ができない場合は、受理できません。

お手数おかけしますが、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。